

転勤・再就職等による勤後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、一給与所得者の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の記載を受け付載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「一給与支払者の欄の「個人番号」は記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では、「1. 特別徴収継続の場合」の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村へ送付してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

◎ 用紙が足りない場合は複写、もしくはホームページ上に書式を掲載していますので、御活用ください。

※機械処理を行うため枠内に記入してください。

市 使 用 欄	入 力	／	確 認											
	年度	1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度								
		特別徴収義務者 指定番号	7							※市区町村ごとに異なりま				
		宛名番号	※特別徴収税額通知書に記											
「」を御記入ください		担 当 者 連 絡 先	所 属											
			氏 名											
			電 話	内線（ ）										

(宛先) 新座市長 R 年 月 日 提出	↑市使用欄 (特別徴収義務者の 給与支払者)	所在地	〒 -											
		フリガナ												
		名称												
		法人番号	※個人事業主の方は「事業所名」及び「事業主の氏名」を御記入ください											

給与所得者	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動日	異 動 の 事 由		未徴収税額の徴収方法		
	氏名	旧姓 []						←下から番号を記入		←下から番号を記入	
	生年月日	←右から 番号を記入 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日									
	個人番号										
	受給者番号										
	1月1日 時点の住所	新座市									
現在の 住所	☐ 同上					令和 年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長期欠勤 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・法人成り→変更届を提出 7. 会社解散 8. その他 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
			円	円	円	[	※下段も記入※				

[illegible]

1. 特別徴収継続の場合（転勤元の事業所が記入）

新しい勤務先へは、月割額

円を 月分（翌月10日

納期限分）から納入するよう連絡済です。

※記載がない場合、提出月の2か月後又は3か月後を開始月とします。

受給者番号		
納入書の要否 (指定番号新規の場合)	←右から 番号を記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合									
理由	←右から番号を記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で特別徴収の継続の申出がないため (1月1日から4月30日までの間に異動した方は一括徴収することが義務付けられています。)	徴収予定月日			徴収予定額		左記の一括徴収した金額は	
			月	日	円	円	月	分	

3. 普通徴収の場合	
理由	← 右から番号を記入 1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため。(外国人が帰国される場合は、一括徴収に御協力をお願いします。) 2. 異動が令和8年1月1日以降で、令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため

市使用欄	控：送付済	同封物・送付状記載事項：
------	-------	--------------

【提出先】 〒352-8623 新座市野火止1丁目1番1号
新座市役所財政部課税課 電話 048-424-9601

給与特別徴収報告書に係る給与所得者異動届出書

指定番号と宛名番号は税額通知書に記載されています。

記入例(普通徴収へ)

[illegible]

1月1日以降に退職する人については、一括徴収することが法律で義務付けられています（地方税法第321条の5）。

また、12月31日以前の退職でも本人が希望する場合や、**外国人が帰国する場合**は、一括徴収に御協力をお願いします。

税額通知書に記載されている金額

何月分まで徴収済みなのか、何月分以降は未徴収なのか御記入ください。※誤りがあると還付や追加での納入等、別途手続が必要になる場合があります。記入間違いがないか、再度御確認ください。

【普通徴収】本人が納付書で直接納める方法

3. 普通徴収の場合

理由 1 ←右から
番号を
記入

1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため。(外国人が帰国される場合は、一括徴収に御協力をお願いします。)
2. 異動が令和8年1月1日以降で、令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

必ず御記入ください。
指定番号と宛名番号は税額通知書に記載されています。

記入例(一括徴収)

(宛先) 新座市長 R 7 年 9 月 8 日 提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 2 2 2 - 2 2 2 2										特別徴収義務者 指定番号	7 7 7 7 7 7 7							※市区町村ごとに異なります	
			フリガナ	〇〇県××市△△1-23-4										宛名番号	3							※特別徴収税額通知書に記載	
			名称	カブシキガイシャ マルバツサンギョウ										担当者 連絡先	所属	人事課							
			法人番号	株式会社 ○×産業										氏名	新座 花子								
			※個人事業主の方は「事業所名」及び「事業主の氏名」を御記入ください										電話	1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0							内線 ()		
給与所得者	フリガナ	ニイザ タロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動日	異 動 の 事 由							未徴収税額の徴収方法
	氏名	新座 太郎 旧姓 []											6 月から	9 月から		令和 7 年 8 月 31 日	1 ←下から番号を記入	2 ←下から番号を記入					
	生年月日	3 2 大正 3. 昭和 4. 平成 62 年 1 月 1 日											8 月まで	5 月まで									
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																					
	受給者番号	A 1 2 3																					
	1月1日 時点の住所	新座市 野火止1-1-1																					
現在の 住所	☒ 同上										120,000 円	30,000 円	90,000 円	[] ※下段も記入※									

【異動の事由が死亡の場合】

異動の事由が4. 死亡の場合は、未徴収税額について一括徴収することができません。
残りの税額は相続の対象となりますので、普通徴収として届け出てください。

税額通知書に記載されている金額

何月分まで徴収済みなのか、何月分以降は未徴収なのか御記入ください。※誤りがあると還付や追加での納入等、別途手続が必要になる場合があります。記入間違いがないか、再度御確認ください。

2. 一括徴収の場合

理由	1 ←右から番号を記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で特別徴収の継続の申出がないため (1月1日から4月30日までの間に異動した方は一括徴収することが義務付けられています。)	徴収予定月日	徴収予定額	左記の一括徴収した金額は	9 月分
			9 月 20 日	90,000 円	(翌月10日納期限分)で納入します。	

↑(ウ)と同じ金額

【一括徴収】最後の給料で、(ウ)未徴収税額分を事業所がまとめて納める方法

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

必ず御記入ください。
指定番号と宛名番号は税額通知書に記載されています。

記入例(特別徴収継続)

(宛先) 新座市長 R 7 年 9 月 8 日 提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 2 2 2 - 2 2 2 2										特別徴収義務者 指定番号	7 7 7 7 7 7 7							※市区町村ごとに異なります																
			フリガナ	〇〇県××市△△1-23-4										宛名番号	3							※特別徴収税額通知書に記載																
			名称	カブシキガイシャ マルバツサンギョウ										担当者 連絡先	人事課																							
			法人番号	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5										氏名	新座 花子																							
			名称	株式会社 ○×産業										電話	1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0							内線 ()																
			フリガナ	ニイザ タロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動日		異 動 の 事 由		未徴収税額の徴収方法														
		氏名	新座 太郎 旧姓 []										6 月から			9 月から																						
		生年月日	3 ←右から番号を記入 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 62 年 1 月 1 日										8 月まで			5 月まで																						
		個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																																			
		受給者番号	A 1 2 3																																			
		1月1日 時点の住所	新座市 野火止1-1-1																																			
		現在の住所	☒ 同上																																			
		1. 特別徴収継続の場合(転勤先の事業所が記入)												1. 特別徴収継続の場合(転勤元の事業所が記入)																								
		特別徴収義務者 指定番号	新規 7 8 8 8 8 8 8 8 ※市区町村ごとに異なります										法人番号		9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9										新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を 9 月分(翌月10日 納期限分)から納入するよう連絡済です。 ※記載がない場合、提出月の2か月後又は3か月後を開始月とします。													
		所在地	〒 3 3 3 - 3 3 3 3										△△県◇◇市〇〇区**9876		担当者 連絡先		代表										受給者番号											
		フリガナ	ヘアースalonサンカク ニイザ ウメコ										氏名		新座 梅子										納入書の要否 (指定番号新規の場合) 2 ←右から番号を記入 1. 必要 2. 不要													
		名称	ヘアースalon▽ 新座 梅子										電話		1 2 - 1 2 3 4 - 1 2 3 4										内線 ()													
		※個人事業主の方は「事業所名」及び「事業主の氏名」を御記入ください																																				

税額通知書に記載されている金額

何月分まで徴収済みなのか、何月分以降は未徴収なのか御記入ください。※誤りがあると還付や追加での納入等、別途手続が必要になる場合があります。記入間違いがないか、再度御確認ください。

ネットバンキング、共通納税システム、自社製の納入書等を使用していることにより、新座市の納入書を使用していない事業所は「不要」を選択してください。